

倉敷市都市計画提案制度の手続きフロー図

【倉敷市】

【提案者】

要領：倉敷市都市計画提案制度の手続きに関する要領
法：都市計画法

要領第4条

事前相談(様式8)

都市計画の提案
(様式1~様式7)

要領第6条「計画提案」の受理

提案された都市計画(第2条), 提案の要件(第3条),
提出書類等(第5条)の審査

要件不備

補正要請

要件具備

提案の受理

提案の不受理

(再提出)

補正通知
(様式11)

不受理通知
(様式12)

3ヶ月以内に
補正をしないとき

要領第6条第1項

要領第6条第3項

提案を取り下げることが出来る期間(第6条第5項 様式9)

要領第7条

提案の審査

(審査協議会：事務局 都市計画課)

要領第11条第1項

審議会開催通知
(様式16)

要領第11条第2項

意見陳述申出書
(様式10)

要領第10条第2項

不採用通知
(様式14)

要領第9条第4項

素案の通知
(様式13)

県・関係機関
協議

要領第7条第2項

関係課
(事前審査報告書)

提案の採用

提案の不採用

都市計画審議会

判断が**適当**と認めるとき

判断が**適当で
ない**とするとき

要領第9条第1項「行政素案」

原案の作成

県との事前協議

公告 原案縦覧

法 第16条

説明会・公聴会の開催

(必要に応じて)
県との事前協議

案の作成

公告 案 縦覧

要領第11条第1項

審議会開催通知
(様式15)

要領第11条第2項

意見陳述申出書
(様式10)

法 第19条第3項

県協議
(同意不要)

都市計画審議会
(場合により, 計画提案も提出)

法 第20条

決定・告示